

# 定 款

2023年3月2日改正

チタン工業株式会社

# チタン工業株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はチタン工業株式会社と称し、英文では Titan Kogyo ,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 チタニウム顔料その他一般顔料の製造及び販売
- 2 硫酸、化学肥料その他化学工業品の製造及び販売
- 3 鉱 業
- 4 前3号に関連し又は付帯する事業
- 5 以上の事業に関し他人と共同経営をなし又は投資をなすこと

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は山口県宇部市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は 8,400,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については法令又は定款に定めるものの外取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の外必要と認めたときは取締役会の決議によって予め公告の上臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるとき取締役会の決議に基づき取締役社長執行役員がこれを招集する。

(総会の議長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長執行役員がこれに当る。取締役社長執行役員に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第17条 株主総会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し当会社に保存する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。但し監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長執行役員1名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員各若干名を選定することができる。

2 取締役社長執行役員は代表取締役でなければならない。

3 第1項の役付取締役は取締役会の定めるところにより職務を行う。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集は各取締役に対し会日の2日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は法令又は定款に定める事項の外会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は全取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の運営)

第28条 取締役会の運営は取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名し当社に保存する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。但し監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

(相談役及び顧問)

第31条 取締役会の決議によって相談役又は顧問を置くことができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集は各監査等委員に対し会日の2日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

(監査等委員会の運営)

第35条 監査等委員会の運営は監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会議事録)

第36条 監査等委員会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した監査等委員が記名押印又は電子署名し当社に保存する。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2 期末配当金が支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

3 未払の期末配当金については利息を支払わない。

(中間配当金)

第43条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項に基づく中間配当金にこれを準用する。